

「特許審査指南」(2010年2月1日より施行)	「特許審査指南改訂草案(意見聴取稿)」 ¹
<p>第一部第一章</p> <p>1. 序文</p> <p>.....</p> <p>発明専利出願の初歩的審査の範囲：</p> <p>(1) 出願書類の方式審査は、専利出願に専利法第26条に規定する出願書類が含まれているか否か、これらの書類は様式上で専利法実施細則第16条～第19条、第23条の規定に明らかに符合していないか否か、専利法実施細則第2条、第3条、第26条第2項、第119条、第121条の規定に符合するか否かの審査を含む。</p> <p>(2) 出願書類に明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が専利法第5条、第25条に規定する場合に明らかに該当するか否か、専利法第18条、第19条第1項、第20条第1項の規定に符合していないか否か、専利法第2条第2項、第26条第5項、第31条第1項、第33条又は専利法実施細則第17条、第19条の規定に明らかに符合していないか否かの審査を含む。</p> <p>(3) その他の書類の方式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が、専利法第10条、第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第2条、第3条、第6条、第7条、第15条第3項と第4項、第24条、第30条、第31条第1項～第3項、第32条、第33条、第36条、第40条、第42条、第43条、第45条、第46条、第86条、第87条、第100条の規定に符合するか否かの審査を含む。</p> <p>(4) 費用関連の審査は、専利出願が専利法実施細則第93条、</p>	<p>第一部第一章</p> <p>1. 序文</p> <p>.....</p> <p>発明専利出願の初歩的審査の範囲：</p> <p>(1) 出願書類の方式審査は、専利出願に専利法第26条に規定する出願書類が含まれているか否か、これらの書類は様式上で専利法実施細則第16<u>19</u>条～第19<u>22</u>条、第23<u>26</u>条の規定に明らかに符合していないか否か、専利法実施細則第2条、第3条、第26<u>29</u>条第2項、第119<u>152</u>条、第121<u>154</u>条の規定に符合するか否かの審査を含む。</p> <p>(2) 出願書類に明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が専利法第5条、第25条又は<u>専利法実施細則第11条</u>に規定する場合に明らかに該当するか否か、専利法第18<u>17</u>条、第19<u>18</u>条第1項、第20<u>19</u>条第1項の規定に符合していないか否か、専利法第2条第2項、第26条第5項、第31条第1項、第33条又は専利法実施細則第17<u>20</u>条、第19<u>29</u>条の規定に明らかに符合していないか否かの審査を含む。</p> <p>(3) その他の書類の方式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が、専利法第10条、第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第2条、第3条、第6条、第7条、第15<u>17</u>条第3<u>2</u>項と第4<u>3</u>項、<u>第18条</u>、第24<u>27</u>条、第30<u>33</u>条、第31<u>34</u>条第1項～第3項、<u>第35条</u>、<u>第36条</u>、第32<u>37</u>条、第33<u>38</u>条、第36<u>41</u>条、<u>第45条</u>、<u>第40</u>46条、第42<u>48</u>条、第43<u>49</u>条、第45<u>51</u>条、第46<u>52</u>条、第86<u>106</u>条、第87<u>107</u>条、第100<u>120</u>条</p>

¹ 原文は国家知識産権局の公式サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

<p>第 95 条、第 96 条、第 99 条の規定に従い、関連費用を納付したか否かの審査を含む。</p>	<p>条の規定に符合するか否かの審査を含む。 (4) 費用関連の審査は、専利出願が専利法実施細則第 <u>93114</u> 条、第 <u>95116</u> 条、第 <u>96117</u> 条、第 <u>99120</u> 条の規定に従い、関連費用を納付したか否かの審査を含む。</p>
<p>第一部第一章 4.1.3.1 出願人が中国人である場合 ……</p> <p>専利局の審査手続において、審査官は願書に記入されている出願人について一般的に資格審査を行わない。出願人が個人である場合、当該発明が非職務発明であると推定できる。当該個人は専利出願をする権利を有する。専利出願の内容に基づいて出願人の資格に明らかな疑義がある場合に限り、出願人の所属する単位によって発行された非職務発明証明書を提出するよう出願人に通知する必要がある。出願人が単位である場合、当該発明は職務発明であると推定できる。当該単位は専利出願をする権利を有する。例えば記入された単位が××大学科学研究処又は××研究所××プロジェクトのような当該単位の出願人資格に明らかな疑義がある場合に限り、補正通知書を発行し、出願人資格を有することが証明できる証明書類を提供するように出願人に通知する必要がある。</p> <p>出願人は自分に資格を有することを声明して証明書類を提出している場合、出願人は資格を有するとみなす。上級主管部門が発行した証明書、自単位の公印を捺印した法人証書又は有効な営業許可証のコピーは、いずれも有効な証明書類とみなす。記入された出願人に当該出願人資格を有せず、出願人の変更が必要な場合、変更後の出願人が補正の手続を行い、補正書及び変更前後の出願人が署名又は捺印した出願人変更声明を提出しなけ</p>	<p>第一部第一章 4.1.3.1 出願人が中国人である場合 ……</p> <p>専利局の審査手続において、審査官は願書に記入されている出願人について一般的に資格審査を行わない。出願人が個人である場合、当該発明が非職務発明であると推定できる。当該個人は専利出願をする権利を有する。専利出願の内容に基づいて出願人の資格に明らかな疑義がある場合に限り、出願人の所属する単位によって発行された非職務発明証明書を提出するよう出願人に通知する必要がある。出願人が単位である場合、当該発明は職務発明であると推定できる。当該単位は専利出願をする権利を有する。例えば記入された単位が××大学科学研究処又は××研究所××プロジェクトのような当該単位の出願人資格に明らかな疑義がある場合に限り、補正通知書を発行し、出願人資格を有することが証明できる証明書類を提供するように出願人に通知する必要がある。</p> <p>出願人は自分に資格を有することを声明して証明書類を提出している場合、出願人は資格を有するとみなす。上級主管部門が発行した証明書、自単位の公印を捺印した法人証書又は有効な営業許可証のコピーは、いずれも有効な証明書類とみなす。記入された出願人に当該出願人資格を有せず、出願人の変更が必要な場合、変更後の出願人が補正の手続を行い、補正書及び変更前後の出願人が署名又は捺印した出願人変更声明を提出しなけ</p>

<p>ればならない。</p> <p>出願人は中国の単位又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード又は居民身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使わなければならない。筆名又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が単位である場合、正式な全名称を使わなければならない。略語又は略称を使ってはならない。願書に記入されている単位の名称は、使用された公印における単位の名称と一致しなければならない。規定に符合しない場合、審査官は補正通知書を発行しなければならない。出願人が願書に記入されている氏名又は名称を変更する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>ればならない。</p> <p>出願人が中国の単位又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、<u>組織機構統一社会信用</u>コード又は<u>居民</u>身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使わなければならない。筆名又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が単位である場合、正式な全名称を使わなければならない。略語又は略称を使ってはならない。願書に記入されている単位の名称は、使用された公印における単位の名称と一致しなければならない。規定に符合しない場合、審査官は補正通知書を発行しなければならない。出願人が願書に記入されている氏名又は名称を変更する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>第一部第一章</p> <p>4.1.6 専利代理機構、専利代理人</p> <p>.....</p> <p>専利代理人とは、専利代理人資格証明書を取得し、合法的な専利代理機構で代理人として勤務し、かつ国家知識産権局によって専利代理人執業証書が授与された者という。願書において、専利代理人は真実な氏名を使用し、同時に専利代理人執業証書の番号と連絡用電話番号を記入しなければならない。1 件の専利出願に専利代理人を 2 名超えてはならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.1.6 専利代理機構、専利代理人</p> <p>.....</p> <p>専利代理<u>大師</u>とは、専利代理<u>大師</u>資格証明書を取得し、合法的な専利代理機構で代理人として勤務<u>する</u>し、かつ<u>国家知識産権局によって専利代理人執業証書が授与された者</u>という。願書において、専利代理人は真実な氏名を使用し、同時に専利代理<u>大執業師資格</u>証書の番号と連絡用電話番号を記入しなければならない。1 件の専利出願に専利代理<u>大師</u>を 2 名超えてはならない。</p>
<p>第一部第一章</p> <p>4.3 明細書の添付図面</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.3 明細書の添付図面</p>

<p>.....</p> <p>明細書の添付図面はコンピュータを含めた製図道具と黒色のインクを用いて作成しなければならない。線は必ず均一かつ明瞭で、十分に濃い色でなければならない。着色及び塗りつぶして修正してはならず、工事用青写真を使ってはならない。</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>明細書の添付図面はコンピュータを含めた製図道具と黒色のインクを用いて作成しなければならない。線は必ず均一かつ明瞭で、十分に濃い色でなければならない。着色及び塗りつぶして修正してはならず、工事用青写真を使ってはならない。添付図面は一般的に黒色のインクを使用して作成し、必要な場合は、<u>専利出願に係る関連の技術内容を明確に記述するようにカラー図面を提供することができる。</u></p> <p>.....</p>
<p>第一部第一章</p> <p>4.5.2 要約書の添付図面</p> <p>明細書に添付図面がある場合、出願人は要約書の添付図面として、当該発明の技術方案に係る主要な技術的特徴を最も説明できる添付図面を1つ提供しなければならない。要約書の添付図面は明細書の添付図面のうちの1つでなければならない。出願人が要約書の添付図面を提供しない場合、審査官は出願人に補正することを通知するか又は職権により1つの図面を指定して出願人に通知する。審査官は、指定できる適切な要約書の添付図面がないことを確認した場合、出願人に補正を求めなくてもよい。</p> <p>出願人が提出した要約書の添付図面が、明らかに発明の技術方案の主要な技術的特徴を説明することができない場合、又は提出された要約書の添付図面が明細書の添付図面のうちの1つでない場合、審査官は出願人に補正することを通知するか又は職権により1つの図面を指定して出願人に通知する。</p> <p>.....</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.5.2 要約書の添付図面</p> <p>明細書に添付図面がある場合、出願人は要約書の添付図面として、当該発明の技術方案に係る主要な技術的特徴を最も説明できる添付図面を1つ<u>指定提供し</u>かつ願書において図面の番号を明記しなければならない。要約書の添付図面は明細書の添付図面のうちの1つでなければならない。出願人が要約書の添付図面を<u>提供指定</u>しない場合、審査官は出願人に補正することを通知するか又は職権により1つの図面を指定して出願人に通知する。審査官は、指定できる適切な要約書の添付図面がないことを確認した場合、出願人に補正を求めなくてもよい。</p> <p>出願人が<u>提出指定</u>した要約書の添付図面が、明らかに発明の技術方案の主要な技術的特徴を説明することができない場合、又は<u>提出指定</u>された要約書の添付図面が明細書の添付図面のうちの1つでない場合、審査官は出願人に補正することを通知するか又は職権により1つの図面を指定して出願人に通知する。</p> <p>.....</p>

第一部第一章

第一部第一章

4.7 先の出願の書類を引用する形式による出願書類の追加提出4.7.1 先の出願の書類を引用する形式による特許請求の範囲²又は明細書の追加提出

出願人が専利法実施細則第 45 条の規定により、専利出願の提出日より 2 月以内又は国務院専利行政部門の指定期間内、先の出願の書類を引用する形式により特許請求の範囲又は明細書を追加提出した場合、初歩的審査の中で審査官は次の内容を審査しなければならない。

(1) 引用により含める旨の声明に明記された先の出願の出願番号は願書に記入されている先の出願の出願番号と一致しなければならない。追加提出する出願書類の内容が先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語の翻訳文を指す）における位置を説明しなければならない。

(2) 追加提出する出願書類の内容は先の出願書類の副本及びその中国語翻訳文に含まれていなければならない。

(3) 願書において外国優先権を主張した場合は、原受理機構が発行した先の出願の書類の副本を提出しなければならない。同時に当該副本の中国語の翻訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張し、かつ先の出願の出願番号及び出願日を明記した場合、先の出願の書類の副本を提出したものとみなす。

(4) 引用により含める旨に係る優先権は審査指南第一部第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に符合しなければならない。

第 (1) 又は (3) 号の規定を満たさない場合、審査官は手続

² 訳注：原文は「権利要求書」である。

	<p><u>補正通知書を発行しなければならず、期間を経過しても応答せず又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。第（４）号の規定と満たさない場合、審査官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。第（２）号の規定と満たさない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならず、期間を経過しても応答しない場合、審査官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。補正後追加提出した出願書類の内容が依然として先の出願書類の副本及びその中国語翻訳文に含まれていない場合であって、かつ第（１）、（３）及び（４）号の規定に符合した場合、審査官は特許請求の範囲又は明細書の提出日を出願日とするように出願日の再決定通知書を発行しなければならない。</u></p>
<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章 4.7.2 先の出願の書類を引用する形式による特許請求の範囲又は明細書の部分の内容 <u>専利法実施細則第 46 条第 1 項の規定によると、専利出願に特許請求の範囲又は明細書の部分の内容を欠落し又は誤提出の場合、出願日をそのままにして、先の出願の書類を引用する形式で欠落又は正しい部分を追加提出することができる。</u></p>
	<p><u>出願人が提出日に先の出願の優先権を主張し、先の出願の書類を引用する形式で特許請求の範囲又は明細書の部分の内容の追加提出を請求する場合、提出日から 2 月以内に引用により含める声明を提出しなければならない。専利局によって発行された補正通知書により、出願書類に形式的な欠陥があることが</u></p>

指摘された場合、出願人は所定の期間内に引用により含める声明を提出することで欠陥を解消することができる。提出日に優先権主張しなかった場合又は所定の期間内に引用により含める声明を提出しなかった場合、審査官は提出しなかったとみなす通知を発行しなければならない。

先の出願の書類を引用する形式で出願書類の追加提出は、さらに以下の条件を満たさなければならない。

(1) 引用により含める声明には引用に係る先の出願の出願番号を明記しなければならない、追加提出した書類の内容が先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語翻訳文を指す）における位置を説明しなければならない。

(2) 出願書類の補正の差換頁を提出する。

(3) 追加提出する出願書類の内容は先の出願書類の副本及びその中国語翻訳文に含まれていなければならない。

(4) 願書において外国優先権を主張した場合は、原受理機構が発行した先の出願の書類の副本を提出しなければならない、同時に当該副本の中国語の翻訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張し、かつ先の出願の出願番号及び出願日を明記した場合、先の出願の書類の副本を提出したものとみなす。

(5) 引用により含める旨に係る優先権は審査指南第一部第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に符合しなければならない。

第 (1)、(2) 又は (4) 号の規定を満たさない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない、期間を経過しても応答せず又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。第 (5) 号の規定と満たさない場合、審査

	<p>官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。第（３）号の規定と満たさない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならず、期間を経過しても応答しない場合、審査官は当該専利出願に対して提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。補正後追加提出した出願書類の内容が依然として先の出願書類の副本及びその中国語翻訳文に含まれていない場合であって、かつ第（１）、（２）、（４）及び（５）号の規定に符合した場合、審査官は特許請求の範囲又は明細書の提出日を出願日とするように出願日の再決定通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章 4.7.3 費用の追納 出願人が出願書類を追加提出する場合、審査官は出願附加費を確認しなければならず、追納が必要な場合は費用の追納通知書を発行しなければならない。出願人は出願日から２月又は通知書を受領した日から１月内に関連の費用を追納しなければならない。期間満了しても納付しておらず又は納付額が不足している場合、当該出願は取り下げたものとみなし、審査官は取り下通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部第一章 6.2 優先権主張 優先権主張とは、出願人が専利法第 29 条の規定に基づいて、先に提出した専利出願を基礎とした優先権の享有を専利局に主張することをいう。出願人による優先権主張は専利法第 29 条、第 30 条、専利法実施細則第 31 条、第 32 条及びパリ条約の関連規定に符合しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 6.2 優先権主張 優先権主張とは、出願人が専利法第 29 条の規定に基づいて、先に提出した専利出願を基礎とした優先権の享有を専利局に主張することをいう。出願人による優先権主張は専利法第 29 条、第 30 条、専利法実施細則第 3134 条、<u>第 35 条、第 36 条、第 32</u>37 条及びパリ条約の関連規定に符合しなければならない。</p>

<p>出願人は同一主題の発明又は実用新案について外国で最初に出願した専利出願の日から 12 月以内、又は同一主題の意匠について外国で最初に専利出願の日から 6 月以内に、中国で再度出願する場合に、当該国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に基づいて、又は優先権の相互承認の原則により、優先権を享有することができる。このような優先権は外国優先権という。</p> <p>出願人は同一主題の発明又は実用新案について、中国で最初に専利出願の日から 12 月以内に、当該発明専利出願を基礎として、専利局に再度発明専利出願又は実用新案専利出願をする場合、又は当該実用新案専利出願を基礎として、専利局に再度実用新案専利出願又は発明専利出願を提出する場合、優先権を享有することができる。このような優先権は国内優先権という。</p>	<p>出願人は同一主題の発明又は実用新案について外国で最初に出願した専利出願の日から 12 月以内、又は同一主題の意匠について外国で最初に専利出願の日から 6 月以内に、中国で再度出願する場合に、当該国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に基づいて、又は優先権の相互承認の原則により、優先権を享有することができる。このような優先権は外国優先権という。</p> <p>出願人は同一主題の発明又は実用新案について、中国で最初に専利出願の日から 12 月以内に、当該発明専利出願を基礎として、専利局に再度発明専利出願又は実用新案専利出願をする場合、又は当該実用新案専利出願を基礎として、専利局に再度実用新案専利出願又は発明専利出願をする場合、<u>又は出願人が中国でされた最初の意匠登録出願の日から 6 月内、再度専利局に同一主題について意匠登録出願をした場合</u>、優先権を享有することができる。このような優先権は国内優先権という。</p>
<p>第一部第一章</p> <p>6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p>.....</p> <p>審査官はさらに、優先権の主張を伴う後の出願が規定された期限内に提出されたものであるか否かを審査しなければならない。規定を満たさない場合、優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。先の出願が 2 件以上ある場合、その期間は最先の出願の出願日より起算する。規定された期間を超過した場合、その期間を超過した優先権主張の声明に対して、審査官は、優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p>.....</p> <p>審査官はさらに、優先権の主張を伴う後の出願が規定された期限内に提出されたものであるか否かを審査しなければならない。規定を満たさない場合、優先権は主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。先の出願が 2 件以上ある場合、その期間は最先の出願の出願日より起算する。規定された期間を超過した場合、その期間を超過した優先権主張の声明に対して、審査官は、優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。<u>本章第 6.2.6.2 節の規定に基づいて優先権の回復を請求した場合はこの限りでな</u></p>

	<p><u>い。</u></p>
<p>第一部第一章 6.2.1.2 優先権主張の声明 出願人が優先権を主張する場合、専利出願と同時に、願書において声明しなければならない。願書において声明していなかった場合は、優先権を主張していないものとみなす。 優先権主張声明において、出願人は優先権の基礎となる先の出願の出願日、出願番号及び原受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願日、出願番号及び原受理機構の名称のうちの1項目又は2項目を明記していなかったか、又は誤記したものであるが、出願人がすでに規定された期間内に先の出願書類の副本を提出した場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期間満了しても応答せず又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 6.2.1.2 優先権主張の声明 出願人が優先権を主張する場合、専利出願と同時に、願書において声明しなければならない。願書において声明していなかった場合は、優先権を主張していないものとみなす。優先権主張声明において、<u>出願人には、</u>優先権の基礎となる先の出願の出願日、出願番号及び原受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願日、出願番号及び原受理機構の名称のうちの1項目又は2項目を明記していなかったか、又は誤記したものであるが、出願人がすでに規定された期間内に先の出願書類の副本を提出した場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期間満了しても応答せず又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部第一章 6.2.1.3 先の出願書類の副本 先の出願書類の副本は後の出願を提出した日から3月内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合、審査官は優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。 専利局に提出した先の出願書類の副本が再度提出する必要の</p>	<p>第一部第一章 6.2.1.3 先の出願書類の副本 先の出願書類の副本は<u>優先日（複数優先の場合は最先の優先日）</u>後に出願を提出した日から<u>3から16</u>月内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合、審査官は優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</p>

<p>ある場合、当該副本の中国語テーマ目録の翻訳文だけを提出してよいが、先の出願書類の副本の原本の所在であるフォルダの出願番号を明記しなければならない。</p>	<p>専利局に提出した先の出願書類の副本が再度提出する必要のある場合、当該副本の中国語テーマ目録の翻訳文だけを提出してよいが、先の出願書類の副本の原本の所在であるフォルダの出願番号を明記しなければならない。</p> <p><u>専利法第 18 条第 1 項の規定に基づいて代理機構に委託した場合、出願人は先の出願書類の副本を自ら提出することができる。</u></p>
<p>第一部第一章 6.2.1.4 後の出願の出願人 ……</p> <p>出願人が完全に一致しておらず、かつ先の出願の出願人が優先権を後の出願の出願人に譲渡した場合、後の出願を提出した日から 3 月内に、先の出願の出願人の全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先の出願が複数の出願人を有し、かつ後の出願は先の出願と異なる複数の出願人を有する場合、先の出願の出願人の全員の共同署名又は捺印し、後の出願の出願人全員に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができ、先の出願の出願人の全員が別々に署名又は捺印し、後の出願の出願人に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができる。</p> <p>……</p>	<p>第一部第一章 6.2.1.4 後の出願の出願人 ……</p> <p>出願人が完全に一致しておらず、かつ先の出願の出願人が優先権を後の出願の出願人に譲渡した場合、<u>後の出願を提出した日から優先日（複数優先の場合は最先の優先日）から 16 月内</u>に、先の出願の出願人の全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先の出願が複数の出願人を有し、かつ後の出願は先の出願と異なる複数の出願人を有する場合、先の出願の出願人の全員の共同署名又は捺印し、後の出願の出願人全員に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができ、先の出願の出願人の全員が別々に署名又は捺印し、後の出願の出願人に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができる。</p> <p>……</p>
<p>第一部第一章 6.2.2.1 先の出願及び優先権の主張を伴う後の出願 ……</p> <p>(4) 優先権の主張を伴う後の出願は、先の出願の出願日か</p>	<p>第一部第一章 6.2.2.1 先の出願及び優先権の主張を伴う後の出願 ……</p> <p>(4) 優先権の主張を伴う後の出願は、先の出願の出願日か</p>

<p>ら 12 月内にされたものである。</p> <p>前述の第（3）号を審査する時、優先権の主張を伴う後の出願の出願日が時間的判断基準となる。前述の第（4）号を審査する時、複数優先権の主張を伴う場合、最先の出願の出願日が時間的判断基準となる。つまり、優先権の主張を伴う後の出願の出願日は最先の出願の出願日から 12 月内に提出されたものである。</p>	<p>ら 12 月内にされたものである。</p> <p>前述の第（3）号を審査する時、優先権の主張を伴う後の出願の出願日が時間的判断基準となる。前述の第（4）号を審査する時、<u>本章第 6.2.6.2 節の規定に基づいて優先権の回復を請求した場合を除き</u>、複数優先権の主張を伴う場合、最先の出願の出願日が時間的判断基準となる。つまり、優先権の主張を伴う後の出願の出願日は最先の出願の出願日から 12 月内に提出されたものである。</p>
<p>第一部第一章</p> <p>6.2.2.2 優先権主張声明</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、専利出願をするとともに、願書において声明しなければならない。願書で声明していなかった場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>出願人は優先権主張声明に優先権の基礎となる先の出願の出願日、出願番号と原受理機構名称（即ち中国）を明記しなければならない。前述各号のうちの一項目又は二項の内容を明記しておらず又は誤記の場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は優先権が主張されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.2.2.2 優先権主張声明</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、専利出願をするとともに、願書において声明しなければならない。願書で声明していなかった場合は、優先権を主張していないものとみなす。出願人は優先権主張声明に<u>は</u>、優先権の基礎となる先の出願の出願日、出願番号と原受理機構名称（即ち中国）を明記しなければならない。前述各号のうちの一項目又は二項の内容が明記されておらず又は誤記の場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は優先権が主張されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>第一部第一章</p> <p>6.2.2.4 後の出願の出願人</p> <p>優先権の主張を伴う後の出願の出願人は、先の出願に記載された出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人は後の出願を提出した日から 3 月内に、先の出願</p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.2.2.4 後の出願の出願人</p> <p>優先権の主張を伴う後の出願の出願人は、先の出願に記載された出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人は<u>後の出願を提出した日から 3 優先日（複数優先</u></p>

<p>の出願人の全員が署名し又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人は期間が満了しても優先権譲渡証明書類が提出されておらず、又は提出された優先権譲渡証明書類が規定に満たさない場合、審査官は優先権が主張されていなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p><u>の場合は最先の優先日) から 16 月内に、先の出願の出願人の全員が署名し又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人は期間が満了しても優先権譲渡証明書類が提出されておらず、又は提出された優先権譲渡証明書類が規定に満たさない場合、審査官は優先権が主張されていなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。先の出願の出願人が中国国内の個人又は単位に関わる場合、後の出願の出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織に関わる場合は、本章第 6.7.2.2 節第 (3) 号の規定に基づいて処理する。</u></p>
<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.2.3 優先権主張の追加又は変更</p> <p><u>専利法実施細則第 36 条の規定に基づいて、出願人は優先日から 16 月内又は出願日から 4 月内に、国務院専利行政部門による公開の準備が整う前、優先権主張の追加又は変更を請求することができる。</u></p> <p><u>出願人が優先権主張の追加又は変更を請求する場合、優先権主張の追加又は変更の請求書を提出しなければならない。優先権主張の追加を請求する場合は、さらに優先権主張の費用を同時に納付しなければならない。規定された期間内に請求しておらず、又は期間が満了しても優先権主張の費用を納付しておらず又は納付額が不足している場合、当該請求は提出されなかったものとみなす。</u></p> <p><u>優先権主張の追加又は変更の請求書には、先の出願の出願日、出願番号と原受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願日、出願番号及び原受理機構の名称のうちの 1 項目又は 2 項目を明記していなかったか、又は誤記したものであるが、出願人はすでに規定された期間内に先の出願書類の副本を提出し</u></p>

	<p><u>た場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。</u> <u>期間満了しても応答せず又は補正後でも規定を満たさない場合、審査官は優先権が主張していなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。</u> <u>優先権主張の追加又は変更の請求が規定を満たす場合、当該優先権主張声明が規定を満たすとみなし、審査官はさらに本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節のその他の規定に基づいて、優先権主張に対して審査しなければならない。</u></p>
<p>第一部第一章 6.2.3 優先権主張の取下げ …… 6.2.4 優先権主張の費用 …… 6.2.5 優先権主張の回復 ……</p> <p>以上の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していなかったものとみなされた場合は回復しないものとする。例えば、専利出願の提出時に、願書に声明していなかったために、優先権を主張していなかったものとみなされる場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。</p>	<p>第一部第一章 6.2.34 優先権主張の取下げ …… 6.2.45 優先権主張の費用 …… 6.2.56 優先権主張の回復 <u>6.2.6.1 専利法実施細則第 6 条に基づく回復</u> ……</p> <p>以上の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していなかったものとみなされた場合は回復しないものとする。例えば、<u>専利出願の提出時に、願書に声明していなかったために先の出願の主題が」すでに特許査定され、国内</u>優先権を主張していなかったものとみなされる場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。</p> <p><u>6.2.6.2 専利法実施細則第 35 条に基づく回復</u> <u>専利法実施細則第 35 条の規定に基づいて、後の出願はその先の出願の出願日から 12 月の期間満了後に提出したものである場合、出願人は期間満了の日から 2 月内に優先権の回復を請求することができる。</u></p>

	<p><u>出願人が優先権の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出しなければならない、理由を説明し、優先権回復費、優先権主張費を納付し、同時に例えば、先の出願書類の副本を提出し、優先権譲渡証明書類等のようなその他の取るべき手続を行わなければならない。規定を満たす場合、優先権の回復は認められ、審査官は権利回復請求の審査承認通知書を発行しなければならない、規定を満たさない場合、審査官は権利回復請求の審査承認通知書を発行し、回復を認めない理由を説明しなければならない。</u></p>
<p>第一部第一章 6.3 新規性を喪失しない公開 専利法 24 条の規定によると、専利出願に係る発明創造は出願日（優先権を享有する場合は優先日）前 6 月以内に、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合に、新規性を喪失しない。 (1) 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会で初めて展示された場合、 (2) 所定の学術会議又は技術会議で初めて発表された場合、 (3) 他人が出願人の許可を経ることなくその内容を漏洩した場合。</p>	<p>第一部第一章 6.3 新規性を喪失しない公開 専利法 24 条の規定によると、専利出願に係る発明創造は出願日（優先権を享有する場合は優先日）前 6 月以内に、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合に、新規性を喪失しない。 <u>(1) 国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開された場合、</u> (12) 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会で初めて展示された場合、 (23) 所定の学術会議又は技術会議で初めて発表された場合、 (34) 他人が出願人の許可を経ることなくその内容を漏洩した場合。 6.3.1 国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開されたとき <u>専利出願に係る発明創造が出願日前 6 月以内に、国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開されたとき、出願人は出願日前にすでに知っている場合、専利出願時に願書において声明し、出願日から 2 月以内に証明</u></p>

<p>6.3.1 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会における初めての展示</p> <p>国際展覧会の証明材料は、展覧会の主催機構によって発行されたものでなければならない。証明材料には、展覧会の出展日、場所、展覧会の名称及び当該発明創造が展示された日時、形式と内容を明記し、公印を捺印しなければならない。</p> <p>6.3.2 所定の学術会議又は技術会議で初めて発表</p> <p>所定の学術会議又は技術会議とは、国务院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議を指し、省以下又は国务院の各部、委員会若しくは全国的な学術団体から委任を受け、又はその名義により召集して開催する学術会議又は技術会議を含まない。後者でいう会議での公開は、新</p>	<p><u>材料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に自ら知った場合、状況を知った後2月以内に新規性喪失を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明材料を添付しなければならない。審査官が必要と認めるときは、出願人に指定期間内に証明材料の提出を求めることができる。出願人が専利局の通知書を受領してはじめて知った場合は、本指南第二部第三章第5節の規定が適用される。</u></p> <p><u>国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開された証明材料は、省級以上の人民政府の関連部門によって発行されたものでなければならない。証明材料には、公共利益の目的のために公開された事由、日時及び当該発明創造が公開された日時、形式と内容を明示しなければならない。公印を捺印しなければならない。</u></p> <p>6.3.12 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会における初めての展示</p> <p>国際展覧会の証明材料は、展覧会の主催機構<u>又は展覧会組織委員会</u>によって発行されたものでなければならない。証明材料には、展覧会の出展日、場所、展覧会の名称及び当該発明創造が展示された日時、形式と内容を明記し、公印を捺印しなければならない。</p> <p>6.3.23 所定の学術会議又は技術会議で初めて発表</p> <p>所定の学術会議又は技術会議とは、国务院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議、<u>及び国务院専利行政部門によって認可された国際的組織が主催する学術会議又は技術会議</u>を指し、省以下又は国务院の各部、委員会若しくは全国的な学術団体から委任を受け、又はその名義</p>
---	--

<p>規性の喪失につながるが、これらの会議そのものに秘密保持の約定がある場合は除く。 ……</p> <p>6.3.3 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合 ……</p>	<p>により召集して開催する学術会議又は技術会議を含まない。後者でいう会議での公開は、新規性の喪失につながるが、これらの会議そのものに秘密保持の約定がある場合は除く。 ……</p> <p>6.3.34 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合 ……</p>
<p>第一部第一章 6.7 書誌的項目の変更 書誌的項目（即ち書誌的事項）は、出願番号、出願日、発明創造の名称、分類番号、優先権事項（先の出願の出願番号、出願日と原受理機構の名称を含む）、出願人又は専利権者事項（出願人若しくは専利権者の氏名若しくは名称、国籍若しくは登録された国又は地域、住所、郵便番号、組織機構コード又は居民身分証明書番号を含む）、発明者の氏名、専利代理事項（専利代理機構の名称、機構コード、住所、郵便番号、専利代理人の氏名、執業証番号、連絡電話番号を含む）、連絡者事項（氏名、住所、郵便番号、連絡電話番号を含む）及び代表者等を含む。 ……</p>	<p>第一部第一章 6.7 書誌的項目の変更 書誌的項目（即ち書誌的事項）は、出願番号、出願日、発明創造の名称、分類番号、優先権事項（先の出願の出願番号、出願日と原受理機構の名称を含む）、出願人又は専利権者事項（出願人若しくは専利権者の氏名若しくは名称、国籍若しくは登録された国又は地域、住所、郵便番号、<u>組織機構統一社会信用</u>コード又は<u>居民</u>身分証明書番号を含む）、発明者の氏名、専利代理事項（専利代理機構の名称、機構コード、住所、郵便番号、専利代理<u>大師</u>の氏名、<u>執業資格</u>証番号、連絡電話番号を含む）、連絡者事項（氏名、住所、郵便番号、連絡電話番号を含む）及び代表者等を含む。 ……</p>
<p>第一部第一章 6.7.1.1 書誌的事項変更申告書 書誌的事項の変更手続は、書誌的事項変更申告書を提出しなければならない。1 件の専利出願における複数の書誌的事項を同時に変更が生じた場合、書誌的事項変更申告書を 1 部だけ出せば足りる。1 件の専利出願の同一の書誌的事項が連続して変更を生じた場合、書誌的事項変更申告書をそれぞれ提出しなけ</p>	<p>第一部第一章 6.7.1.1 書誌的事項変更申告書 書誌的事項の変更手続は、書誌的事項変更申告書を提出しなければならない。1 件の専利出願における複数の書誌的事項を同時に変更が生じた場合、書誌的事項変更申告書を 1 部だけ出せば足りる。1 件の専利出願の同一の書誌的事項が連続して変更を生じた場合、書誌的事項変更申告書をそれぞれ提出しなけ</p>

<p>ればならない。複数の専利出願の同一の書誌的事項の変更が生じた場合、たとえ変更内容が完全同一の場合でも、書誌的事項変更申告書を別々に提出しなければならない。</p>	<p>ればならない。<u>専利出願権（又は専利権）が連続して移転する場合、連続変更の形で行うべきでない。</u>複数の専利出願の同一の書誌的事項の変更が生じた場合、<u>たとえかつ</u>変更内容が完全同一の場合でも、<u>大量</u>書誌的事項変更申告書を<u>それぞれ提出することができる</u>しなければならない。</p>
<p>第一部第一章 7.4 専利法 25 条に基づく審査 専利法 25 条の規定によると、以下の各号に該当する場合は専利権を付与しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 科学的発見 (2) 知的活動の規則と方法 (3) 疾病の診断と治療方法 (4) 動物と植物の品種 (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質 	<p>第一部第一章 7.4 専利法 25 条に基づく審査 専利法 25 条の規定によると、以下の各号に該当する場合は専利権を付与しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 科学的発見 (2) 知的活動の規則と方法 (3) 疾病の診断と治療方法 (4) 動物と植物の品種 (5) <u>原子核変換方法及び</u>原子核変換方法を用いて取得した物質
<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章 <u>7.9 専利法実施細則第 11 条に基づく審査</u> <u>専利の出願は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利法実施細則第 11 条の規定によると、専利出願の過程において捏造、偽造、剽窃、寄せ集め又はその他の不正行為は専利法第 20 条第 1 項を違反する行為に該当する。</u> <u>初歩的審査において、審査官は本指南第二部第一章第 5 節の規定を参照して、専利の出願の過程における行為が信義誠実の原則を明らかに違反しているか否かを審査しなければならない。信義誠実の原則を明らかに違反している行為は、次の場合を含むが、これらには限らない。同時に又は前後して提出した</u></p>

	<p><u>発明創造の内容が明らかに同一で、又は異なる発明創造の特徴若しくは要素によって簡単に組み合わせて形成された複数件の専利出願の場合、提出された専利出願に捏造、偽造若しくは変造した発明創造の内容、実験データ若しくは技術効果が含まれ、又は従来技術を剽窃し、簡単に置き換え、寄せ集め等の類似の場合、提出された専利出願の発明創造が出願人、発明者の実際の研究開発の能力及びリソース条件と明らかに符合しない場合、信義誠実の原則を違反して、正常の専利業務の秩序を攪乱するその他非正常の専利出願行為及び関連行為。審査官は、審査意見通知書を発行しなければならず、理由を説明し、出願人に指定期間内に意見を陳述することを知らせる。出願人が指定期間内に応答しなかった場合、審査官は取下げたものとみなす通知書を発行しなければならず、出願人が意見陳述後でも依然として規程を満たさない場合、審査官は拒絶査定をしなければならない。</u></p>
<p>第一部第二章 1. 序文 ……</p> <p>実用新案専利出願の方式審査の範囲は以下のとおりになる。</p> <p>(1) 出願書類の方式審査は、専利出願に専利法第 26 条に規定する出願書類を含んでいるか否か、これらの書類は専利法実施細則第 2 条、第 3 条、第 16 条～第 23 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条第 2 項と第 3 項、第 51 条、第 52 条、第 119 条、第 121 条の規定に符合するか否かを含む。</p> <p>(2) 出願書類の明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条に規定された場合に該当するか否か、専利法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項の規定</p>	<p>第一部第二章 1. 序文 ……</p> <p>実用新案専利出願の方式審査の範囲は以下のとおりになる。</p> <p>(1) 出願書類の方式審査は、専利出願に専利法第 26 条に規定する出願書類を含んでいるか否か、これらの書類は専利法実施細則第 2 条、第 3 条、第 1619 条～第 2623 条、<u>第 45 条、第 4046 条、第 4842 条、第 4349 条</u>第 2 項と第 3 項、<u>第 5157 条、第 5852 条、第 119152 条、第 154121 条</u>の規定に符合するか否かを含む。</p> <p>(2) 出願書類の明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条<u>又は専利法実施細則第 11 条</u>に規</p>

に符合しないか否か、明らかに専利法第 2 条第 3 項、第 22 条第 2 項又は第 4 項、第 26 条第 3 項又は第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又は専利法実施細則第 17 条～第 22 条、第 43 条第 1 項の規定に符合しないか否か、専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得できないものであるか否かを含む。

(3) その他の書類の方式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が専利法第 10 条第 2 項、第 24 条、第 29 条、第 30 条及び専利法実施細則第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 15 条、第 30 条、第 31 条第 1 項～第 3 項、第 32 条、第 33 条、第 36 条、第 45 条、第 86 条、第 100 条、第 119 条の規定に符合するか否かを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第 93 条、第 95 条、第 99 条の規定に従い、関連費用を納付したか否かを含む。

定された場合に該当するか否か、専利法第 ~~1817~~ 条、第 ~~1918~~ 条第 1 項、第 ~~2019~~ 条第 1 項の規定に符合しないか否か、明らかに専利法第 2 条第 3 項、第 22 条~~第 2 項又は第 4 項~~、第 26 条第 3 項又は第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又は専利法実施細則第 ~~1720~~ 条～第 ~~2225~~ 条、第 ~~4349~~ 条第 1 項の規定に符合しないか否か、専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得できないものであるか否かを含む。

(3) その他の書類の方式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が専利法第 10 条第 2 項、第 24 条、第 29 条、第 30 条及び専利法実施細則第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 ~~1517~~ 条、~~第 18 条~~、第 ~~3033~~ 条、第 ~~3134~~ 条第 1 項～第 3 項、~~第 35 条~~、~~第 36 条~~、第 ~~3237~~ 条、第 ~~3338~~ 条、第 ~~3641~~ 条、第 ~~4551~~ 条、第 ~~86107~~ 条、第 ~~121100~~ 条、第 ~~152119~~ 条の規定に符合するか否かを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第 ~~11493~~ 条、第 ~~11695~~ 条、第 ~~12099~~ 条の規定に従い、関連費用を納付したか否かを含む。

3.5.2 拒絶査定 of 正文

.....

(i) 法律条項を正確に選択する。同時に専利法及び実施細則の異なる条項に基づいて、専利出願を拒絶することができる場合、そのうち最も適切で、主導的に位置付けされている条項を拒絶の主となる法的根拠とするとともに、出願においてその他の実体的欠陥が存在していることを簡潔に指摘する必要がある。拒絶の法的根拠は専利法実施細則第 44 条に列挙された法律条項に含まれていなければならない。

.....

3.5.2 拒絶査定 of 正文

.....

(i) 法律条項を正確に選択する。同時に専利法及び実施細則の異なる条項に基づいて、専利出願を拒絶することができる場合、そのうち最も適切で、主導的に位置付けされている条項を拒絶の主となる法的根拠とするとともに、出願においてその他の実体的欠陥が存在していることを簡潔に指摘する必要がある。拒絶の法的根拠は専利法実施細則第 ~~4450~~ 条に列挙された法律条項に含まれていなければならない。

.....

<p>(iv) 専利法第 2 条第 3 項、第 5 条、第 9 条、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項又は第 4 項、第 25 条、第 26 条第 3 項又は第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又は専利法実施細則第 20 条、第 43 条第 1 項を理由に専利出願を拒絶した場合は、出願書類における明らかな実体的欠陥に対して分析しなければならない。</p> <p>.....</p> <p>(3) 査定の部分では、当該専利出願が専利法及びその実施細則を満たしていない対応する条項を明確に指摘するとともに、専利法実施細則第 44 条第 2 項の規定に基づいて、当該専利出願を拒絶するとの結論を下さなければならない。</p>	<p>(iv) 専利法第 2 条第 3 項、第 5 条、第 9 条、第 2019 条第 1 項、第 22 条第 2 項又は第 4 項、第 25 条、第 26 条第 3 項又は第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又は専利法実施細則第 11 条、第 2320条、第 4943条第 1 項を理由に専利出願を拒絶した場合は、出願書類における明らかな実体的欠陥に対して分析しなければならない。</p> <p>.....</p> <p>(3) 査定の部分では、当該専利出願が専利法及びその実施細則を満たしていない対応する条項を明確に指摘するとともに、専利法実施細則第 4450 条第 2 項の規定に基づいて、当該専利出願を拒絶するとの結論を下さなければならない。</p>
<p>3.6 前置審査と復審後の処理</p> <p>専利法及び実施細則の規定満たさないために、専利出願が拒絶され、出願人が拒絶査定に対して不服がある場合、所定の期限内に専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理は、本指南第二部分第八章第 8 節の規定を参照する。</p> <p>5. 専利法第 5 条及び第 25 条に基づく審査</p> <p>実用新案専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条に規定する専利権を付与しない出願に該当するか否かについての審査は、本指南第二部分第一章第 3 節と第 4 節の規定を参照する。</p>	<p>3.6 前置審査と復審後の処理</p> <p>専利法及び実施細則の規定満たさないために、専利出願が拒絶され、出願人が拒絶査定に対して不服がある場合、所定の期限内に専利復審<u>及び無効審理部委員会</u>に復審請求を提出することができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理は、本指南第二部分第八章第 8 節の規定を参照する。</p> <p>5. 専利法第 5 条、<u>及び</u>第 25 条<u>及び</u>専利法実施細則第 11 条に基づく審査</p> <p>実用新案専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条に規定する専利権を付与しない出願に該当するか否かについての審査は、本指南第二部分第一章第 3 節と第 4 節の規定を参照する。</p> <p><u>実用新案専利出願が明らかに専利法実施細則第 11 条に規定する行為に対する審査は、本指南第二部分第一章第 5 節の規定を参照する。</u></p>
<p>7.3 説明書の添付図面</p>	<p>7.3 説明書の添付図面</p>

<p>.....</p> <p>専利法実施細則第 17 条第 5 項と第 18 条の規定に基づいて、明細書の添付図面を審査する。明細書の添付図面の審査は以下の内容を含む。</p> <p>.....</p> <p>(2) コンピュータを含めた製図道具と黒いインクで作成しなければならず、線は均一でクリアで、色付け又は塗りつぶしによる修正をしてはならない。添付図面の周りに図面と関係のない枠線があってはならない。</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>専利法実施細則第 <u>1720</u> 条第 5 項、と第 <u>1821</u> 条及び第 <u>154</u> 条の規定に基づいて、明細書の添付図面を審査する。明細書の添付図面の審査は以下の内容を含む。</p> <p>.....</p> <p>(2) コンピュータを含めた製図道具と黒いインクで作成しなければならず、線は均一でクリアで、<u>色付け又は塗りつぶし</u>による修正をしてはならない。添付図面の周りに図面と関係のない枠線があってはならない。</p> <p><u>添付図面は一般的に黒いインクで描き、必要な時は専利出願の関連の技術内容を明確に記述するために、カラーの図面を提出することができる。</u></p> <p>.....</p>
<p>7.5 要約書</p> <p>専利法実施細則第 23 条の規定に基づいて要約書を審査する。要約書の審査は以下の内容を含む。</p> <p>.....</p> <p>(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、明細書の添付図面から技術方案を反映することができる図面を 1 つ提出しなければならない。</p>	<p>7.5 要約書</p> <p>専利法実施細則第 <u>2326</u> 条の規定に基づいて要約書を審査する。要約書の審査は以下の内容を含む。</p> <p>.....</p> <p>(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、明細書の添付図面から技術方案を反映することができる図面を 1 つ<u>提出指定</u>しなければならない。<u>願書に図面の番号を明記しなければならない。</u></p>
	<p><u>7.6 先の出願の書類を引用する形式による出願書類の追加提出</u> <u>本部第一章第 4.7 節の規定を適用する。</u></p> <p><u>審査官が結審処理をした後に</u>出願人が追加提出した出願書類は却下し、<u>審査官は提出しながったとみなす通知を発行しな</u></p>

	ればならない。
7.6 出願書類の出版条件に関する様式審査	7.76 出願書類の出版条件に関する様式審査
<p>11. 専利法第 22 条第 2 項に基づく審査</p> <p>初歩的審査において、審査官は、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないものであるか否かを審査する。審査官は、得られた従来技術又は抵触出願（拡大先願）に関する情報に基づいて、実用新案専利出願が新規性を明らかに具備していないか否かを審査することができる。</p> <p>実用新案が正常でない出願に関わる可能性がある場合、例えば、明らかに先行技術を剽窃し、又は内容が明らかに実質的に同じである専利出願を重複して提出する場合、審査官は検索により得られた引用文献、又はその他のルートから得られた情報に基づいて、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備していないか否かを審査しなければならない。</p> <p>新規性に関する審査は本指南第二部第三章の規定を参照する。</p>	<p>11. 専利法第 22 条第 2 項に基づく審査</p> <p>初歩的審査において、審査官は、実用新案専利出願が明らかに新規性<u>及び進歩性</u>を具備しないものであるか否かを審査する。</p> <p>審査官は、得られた従来技術又は抵触出願（拡大先願）に関する情報に基づいて、実用新案専利出願が新規性を明らかに具備していないか否かを審査することができる。</p> <p>実用新案が正常でない出願に関わる可能性がある場合、例えば、明らかに先行技術を剽窃し、又は内容が明らかに実質的に同じである専利出願を重複して提出する場合、審査官は検索により得られた引用文献、又はその他のルートから得られた情報に基づいて、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備していないか否かを審査しなければならない。</p> <p>新規性に関する審査は本指南第二部第三章<u>及び第四部第六章第 3 節</u>の規定を参照する。</p> <p><u>審査官は、得られた従来技術の情報に基づいて、実用新案専利出願が進歩性を明らかに具備していないか否かを審査することができる。進歩性に関する審査は本指南第四部第六章第 4 節の規定を参照する。</u></p>
<p>14. 専利法第 20 条第 1 項に基づく審査</p> <p>専利法第 20 条第 1 項の規定によると、出願人は中国で完成された実用新案を外国に専利出願をする場合は、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>14. 専利法第 202019 条第 1 項に基づく審査</p> <p>専利法第 202019 条第 1 項の規定によると、出願人は中国で完成された実用新案を外国に専利出願をする場合は、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。</p> <p>.....</p>

<p>初歩的審査において、審査官は、出願人が上述の規定に違反して外国に専利出願したと認める理由がある場合、中国国内で同じ実用新案について提出した専利出願に対し、審査意見通知書を発行しなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が上述の場合に該当しないことを十分に説明できなかった場合、審査官は専利法第 20 条第 1 項の規定を満たさないことを理由に、専利法第 20 条第 4 項及び専利法実施細則第 44 条の規定に基づいて、拒絶査定をすることができる。</p>	<p>初歩的審査において、審査官は、出願人が上述の規定に違反して外国に専利出願したと認める理由がある場合、中国国内で同じ実用新案について提出した専利出願に対し、審査意見通知書を発行しなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が上述の場合に該当しないことを十分に説明できなかった場合、審査官は専利法第 2019 条第 1 項の規定を満たさないことを理由に、専利法第 2019 条第 4 項及び専利法実施細則第 4450 条の規定に基づいて、拒絶査定をすることができる。</p>
<p>15.1.2 審査の根拠となる書類</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法実施細則第 44 条及び/又は第 104 条に基づいて提出した補正書。</p> <p>(5) 専利法実施細則第 112 条第 1 項に基づいて提出した補正書。</p> <p>特許協力条約第 28 条又は第 41 条の規定に基づいて、出願人による補正後の特許請求の範囲、明細書及び図面の提出の期間は専利法実施細則第 112 条第 1 項を満たさなければならない。</p> <p>審査の基礎となるテキストは審査基礎声明において指定したものを基準とする。審査基礎声明は、国内段階移行時に、移行声明における所定の欄における明示、及び国内段階移行後に所定の期間内に補足声明との形式による審査基礎の指定の補完を含む。後者は前者に対する補完及び補正になる。</p> <p>出願人が移行声明において、出願書類に引用により追加された項目又は部分が含まれていることを明示し、かつ国内段階移行の手続時に、中国に対する国際出願日を再確定した場合、引用により追加された項目又は部分は最初に提出された出願書類の一部とすべきである。審査の過程で、出願人が中国に対する</p>	<p>15.1.2 審査の根拠となる書類</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法実施細則第 4450 条及び/又は第 125104 条に基づいて提出した補正書。</p> <p>(5) 専利法実施細則第 112134 条第 1 項に基づいて提出した補正書。</p> <p>特許協力条約第 28 条又は第 41 条の規定に基づいて、出願人による補正後の特許請求の範囲、明細書及び図面の提出の期間は専利法実施細則第 112134 条第 1 項を満たさなければならない。</p> <p>審査の基礎となるテキストは審査基礎声明において指定したものを基準とする。審査基礎声明は、国内段階移行時に、移行声明における所定の欄における明示、及び国内段階移行後に所定の期間内に補足声明との形式による審査基礎の指定の補完を含む。後者は前者に対する補完及び補正になる。</p> <p>出願人が移行声明において、出願書類に引用により追加された項目又は部分が含まれていることを明示し、かつ国内段階移行の手続時に、中国に対する国際出願日を再確定した場合、審査官は引用による追加が規定を満たすか否かを審査しなければならない</p>

<p>出願日を補正することにより、引用により追加された項目又は部分を保留することは許さない。</p> <p>.....</p>	<p><u>ならず、審査の基準は本指南第三部第一章第 5.3 節の規定が適用する。</u>引用により追加された項目又は部分は最初に提出された出願書類の一部とすべきである。審査の過程で、出願人が中国に対する出願日を補正することにより、引用により追加された項目又は部分を保留することは許さない。</p> <p>.....</p>
<p>15.1.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力</p> <p>.....</p> <p>国際出願について、専利法第 33 条でいう原明細書と特許請求の範囲とは、最初に提出された国際出願の明細書、特許請求の範囲及び添付図面をいう。</p>	<p>15.1.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力</p> <p>.....</p> <p>国際出願について、専利法第 33 条でいう原明細書と特許請求の範囲とは、<u>引用により追加された項目又は部分を含む</u>最初に提出された国際出願の明細書、特許請求の範囲及び添付図面をいう。</p>